

- 十 就労移行支援 第三十四条の十六第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項
- 十一 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 十二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 2 前項の届出であつて、同項第一号、第四号から第十号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それら当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 廃止、休止又は再開した年月日
  - 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
  - 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置
  - 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間
- （指定障害者支援施設の指定の申請等）
- 第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
  - 一 施設の名称及び設置の場所
  - 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
  - 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類
  - 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
  - 七 利用者の推定数
  - 八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
  - 九 運営規程
  - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）
  - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号、以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
  - 十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）
  - 十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項
  - 十六 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

- （指定障害者支援施設の変更の申請）
- 第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、前条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- （指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）
- 第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号及び第十三号から第十五号までに掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- （指定相談支援事業者の指定の申請等）
- 第三十四条の二十七 法第四十条において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
  - 一 事業所の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
  - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 事業所の平面図
  - 六 事業所の管理者及び指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所
  - 七 運営規程
  - 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 十一 当該申請に係るサービス利用計画作成費の請求に関する事項
  - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定相談支援事業者の指定の更新について準用する。
- （指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）
- 第三十四条の二十八 指定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
- 2 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 廃止、休止又は再開した年月日
  - 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
  - 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定相談支援を受けていた者に対する措置
  - 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間